

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令・労働省令第一号）「確定拠出年金法の施行に伴う改正」

改正案	現行
<p>（金庫の子会社の範囲等）            第六条の三（略）</p> <p>2 法第五十八条の三第一項第二号又は法第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第五十八条第二項各号（第一号から第六号及び第十三号を除く。）又は法第五十八条の二第一項各号（第一号から第四号及び第十一号を除く。）に規定する業務（証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、<u>第四号</u>、<u>第五号</u>及び<u>第七号</u>に掲げる業務その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務に該当するものを除く。）</p> <p>三の二（略）</p> <p>三の三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）<u>第二条第七項</u>に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項</p>	<p>（金庫の子会社の範囲等）            第六条の三（略）</p> <p>2 法第五十八条の三第一項第二号又は法第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第五十八条第二項各号（第一号から第六号及び第十三号を除く。）又は法第五十八条の二第一項各号（第一号から第四号及び第十一号を除く。）に規定する業務（証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、<u>次号</u>、<u>第五号</u>及び<u>第七号</u>に掲げる業務その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務に該当するものを除く。）</p> <p>三の二（略）</p> <p>（新設）</p>

各号に掲げる事務を行う業務

四〇三六 (略)

三〇九 (略)

四〇三六 (略)

三〇九 (略)